

## 合併処理浄化槽の維持管理費の一部を補助します

### ■補助対象者

佐倉市内で自己の居住の用に供する住宅に設置された合併処理浄化槽（10人槽以下）の適正な維持管理を行っているかた。

※佐倉市内……………公共下水道及び農業集落排水の使用可能区域は除きます。

※ただし使用可能となってから1年間は補助対象区域となります。

※適正な維持管理…浄化槽法第11条による検査を受けて、「適正」または「おおむね適正」の判定結果を得られたかたが対象です。

### ■補助金額

令和8年度は初回（1回）に限り、合併処理浄化槽1基につき、6,000円を補助します。

（予算がなくなり次第、受け付けは終了します）

### ■申請できる期間

浄化槽法第11条による検査を受検した日の翌日から起算して

3か月以内です。

（令和8年4月～令和9年3月末日の申請分が対象となります。）



### ■申請方法

下記の書類を生活環境課（市役所1号館5階）の窓口を持参するか、郵送してください。（3月31日必着）

- ①佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書
- ②佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書（本人名義の口座番号を記入）
- ③法第11条検査結果書又は法第11条BOD検査結果書の写し  
（「不適正」と判定された場合は補助金の交付を受けることはできません）
- ④水質検査に要した費用に係る払込票兼受領証の写し

（受付郵便局又はコンビニエンスストアの日付印の押印のあるもの）

※①と②は生活環境課窓口にあるほか、佐倉市ホームページからもダウンロード可能です。



### 【お問い合わせ・送付先】

佐倉市 経済環境部 生活環境課  
〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97  
043-484-6148（直通）